

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則等の一部を改正する規則（財政課）	2
○ 行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則（新行政課）	9
○ 兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（社会福祉課）	10
○ 国民健康保険事業の運営に関する規則（医療保険課）	10
○ 認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則（こども政策課）	11
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	12
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課）	12
○ 農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（農林経済課）	13
○ 景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	13
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（同）	13
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	14
告 示	
○ 平成9年兵庫県告示第575号（風景形成基準）の一部改正（都市政策課）	19
○ 平成15年兵庫県告示第278号（風景形成基準）の一部改正（同）	19
○ 平成25年兵庫県告示第1118号（大規模建築物等景観基準）の一部改正（同）	19

公布された法令のあらまし

●健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則等の一部を改正する規則（規則第16号）

次に掲げる規則に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則
- 2 兵庫県立姫路労働会館管理規則
- 3 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則
- 4 兵庫県立但馬技術大学校管理規則
- 5 兵庫県立都市公園条例施行規則

●行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則（規則第17号）

平成30年度に実施する行財政構造改革の検証に係る行財政構造改革審議会の調査審議を円滑に進めるため、平成27年4月1日以後に委嘱される同審議会の委員の任期を平成31年3月31日までとすることとした。

●兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第18号）

ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策に関する事項を専門的に調査審議するため、兵庫県社会福祉審議会にユニバーサル社会専門分科会を設置することとした。

●国民健康保険事業の運営に関する規則（規則第19号）

国民健康保険事業の運営に関する条例に基づき、財政安定化基金に関して必要な事項を定めることとした。

●認定こども園の認可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第20号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の設置者の変更に係る認可の申請又は届出について、その変更後においても当該幼保連携型認定こども園が法及び認定こども園の認可等に関する条例で定める基準に適合するものであることを適切に審査するため、幼保連携型認定こども園の設置に係る認可の申請書又は届出書に添付すべき書類を、当該設置者の変更に係る認可申請書又は届出書の添付書類に追加する等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第21号）

兵庫県立総合衛生学院における助産師養成所としての教育の一層の充実を図るため、助産学科の授業科目、単位数及び授業時間数を見直すこととした。

●兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第22号）

第10次兵庫県職業能力開発計画に基づき、求職者の訓練ニーズ及び地域企業の人材ニーズに対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫県立神戸高等技術専門学院の訓練科目を改める等所要の整備を行うこととした。

●農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第23号）

農業災害補償法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

●景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

- 1 景観の形成等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、景観計画を策定している市町の区域内の景観形成地区における行為の届出等に係る条例の規定の適用について定めることとした。
- 2 条例の一部改正に伴い、沿道景観形成地区内又は沿道型広域景観形成地域内における広告物の表示等しようとする際の知事への届出を要しないこととする市町の区域を定めることとした。

●屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

田園住居地域における広告物等の表示又は設置に関する規制を、次のとおり第1種低層住居専用地域等と同様の内容とすることとした。

- (1) 田園住居地域における禁止地域等の種別を第2種禁止地域等とする。
- (2) 広告物等の表示又は設置に係る許可の基準として、田園住居地域の境界線から100メートル以内の地域に表示する広告物等であって当該田園住居地域から視認できるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するものを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとするを追加する。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

- 1 使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する手数料に2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料が追加されること等に伴い、証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。
- 2 警察手数料徴収条例の一部改正により、道路交通法に関する警察手数料のうち、運転免許試験手数料等の金額が改められることに伴い、証紙の種類について所要の整備を行うこととした。

規 則

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第16号

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則等の一部を改正する規則

（健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部改正）

第1条 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第2 健康生活科学研究所使用料及び手数料の款」を「別表第2 健康科学研究所使用料及び手数料の款」に改める。

別表第1 結核健康診断料の款精密検査料の項中「810円」を「790円」に、「1,280円」を「1,260円」に、「1,440円」を「1,420円」に改める。

別表第2 理化学的検査料の款特殊理化学的検査の項特殊栄養試験の目の次に次のように加える。

残留農薬及び動物医薬品試験	1 試料20成分まで1成分につき	20,000円
	1 試料20成分を超えて1成分増すごとに	2,000円
食品アレルギー試験	1項目につき	40,000円
遺伝子組換え食品試験	1遺伝子につき	40,000円

別表第2 生物学的検査料の款微生物（ウイルスを除く。）の検査の項に次のように加える。

遺伝子増幅検査	1種目につき	25,000円
特定遺伝子検査	1遺伝子につき	11,000円
遺伝子全解析検査	1,000塩基配列につき	40,000円
質量分析による同定検査	1件につき	7,800円

別表第2 生物学的検査料の款ウイルスの検査の項に次のように加える。

定量試験	1種目につき	40,000円
遺伝子増幅検査	1種目につき	32,000円
特定遺伝子検査	1遺伝子につき	11,000円
遺伝子全解析検査	1,000塩基配列につき	40,000円
質量分析による同定検査	1件につき	11,700円

別表第2 生物学的検査料の款ウイルス検査の項の次に次のように加える。

顕微鏡による検査	電子顕微鏡による検査	1検体につき	20,000円
	共焦点レーザー顕微鏡による検査	1検体につき	20,000円
	その他の顕微鏡による検査	1検体につき	5,800円

(兵庫県立姫路労働会館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立姫路労働会館管理規則(昭和37年兵庫県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表2の部中

「

ピアノ	1回につき	2,600円
エレクトーン	1回につき	2,600円

」

を

「

ピアノ	1回につき	2,600円
-----	-------	--------

」

に改める。

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第3条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3 工作機械の款平面研削盤の項及び万能工具研削盤の項を削り、同款高精度マイクロ放電加工装置の項の次に次のように加える。

金属造形用ワイヤー放電加工機	1時間につき	850円
----------------	--------	------

別表第3 工作機械の款樹脂積層型三次元造形装置の項の次に次のように加える。

金属積層型三次元造形装置	窒素ガスを使用するもの	県立工業技術センターが提供するマルエージング鋼を使用するもの	1時間につき	9,400円
--------------	-------------	--------------------------------	--------	--------

	その他のもの	1時間につき	7,900円
	アルゴンガスを使用するもの	1時間につき	10,700円
	その他のもの	1時間につき	8,300円
砂型製作用三次元造形装置		1時間につき	13,000円

別表第3工作機械の款摩擦圧接機の項の次に次のように加える。

熱盤式油圧プレス機	1時間につき	3,300円
-----------	--------	--------

別表第3皮革機械の款革打抜機の項の次に次のように加える。

皮革用レーザー加工機	1時間につき	950円
------------	--------	------

別表第3繊維機械の款糸斑^{むら}試験機の項中「1,100円」を「1,700円」に改め、同表試験機械の款分析走査電子顕微鏡の項の次に次のように加える。

低真空機能付分析走査電子顕微鏡	1時間につき	2,300円
-----------------	--------	--------

別表第3試験機械の款微小部エックス線応力測定機の項の次に次のように加える。

金属造形用エックス線残留応力測定機	1時間につき	1,800円
-------------------	--------	--------

別表第3試験機械の款繊維用フーリエ変換赤外分光光度計の項の次に次のように加える。

赤外顕微鏡付フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	1,200円
---------------------	--------	--------

別表第3試験機械の款ガスクロマトグラフ質量分析装置の項の次に次のように加える。

ガスクロマトグラフタンデム質量分析装置	1時間につき	2,200円
---------------------	--------	--------

別表第3試験機械の款熱機械分析装置の項の次に次のように加える。

熱機械分析・応力歪 ^{ひずみ} 測定装置	1時間につき	3,100円
-------------------------------	--------	--------

別表第3試験機械の款液体クロマトグラフの項の次に次のように加える。

高速液体クロマトグラフ	1時間につき	1,200円
-------------	--------	--------

別表第3試験機械の款落下試験機の項中「600円」を「1,100円」に改め、同款構造解析システムの項の次に次のように加える。

構造最適化解析システム	1時間につき	1,400円
-------------	--------	--------

別表第3試験機械の款マイクロエックス線CTスキャナーの項の次に次のように加える。

浸透探傷装置	1時間につき	3,900円
磁粉探傷装置	1時間につき	3,700円
超音波探傷装置	1時間につき	2,500円
ポータブル超音波探傷器	1時間につき	500円

(兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第11条」に改める。

第17条を第25条とし、第16条の次に次の8条を加える。

(利用の許可の申請)

第17条 条例第6条の規定により大学校の施設を利用しようとする者は、兵庫県立但馬技術大学校利用許可申請書(様式第6号。以下「利用許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第18条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 大学校の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第19条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第6条の許可を決定したときは、兵庫県立但馬技術大学校利用許可書(以下「利用許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、大学校の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。
- 3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(利用の変更)

第20条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更するときは、あらかじめ兵庫県立但馬技術大学校利用内容変更承認申請書(様式第7号。以下「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(附属設備の使用料の額)

第21条 条例別表の規定による規則で定める使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料の納付)

第22条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

(使用料の免除)

第23条 条例第7条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立但馬技術大学校使用料免除申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第24条 条例第8条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときとは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由により大学校の施設の利用ができなくなったとき。
当該使用料の全額
- (2) 使用料を納めた者が大学校の施設の利用の日の3日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。 当該使用料の全額
- (3) 使用料を納めた者が第20条第2項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。 当該過納となった額

- 2 条例第8条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、兵庫県立但馬技術大学校使用料還付請求書(様式第9号)に、使用料の領収書又は利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第21条関係)

附属設備	使用料
5軸制御マシニングセンター	1時間につき 3,800円
樹脂積層型三次元造形装置	1時間につき 1,700円
エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡	1時間につき 1,000円
微小硬さ試験機	1時間につき 600円
ビッカース硬さ試験機	1時間につき 650円
ロックウェル硬さ試験機	1時間につき 650円
シャルピー衝撃試験機	1時間につき 550円

様式第5号の次に次の4様式を加える。

様式第6号 (第17条—第19条関係)

兵庫県立但馬技術大学校利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話 () - 番

利 用 の 目 的	
利 用 の 日 時	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利用する施設の名称	
備 考	

様式第7号 (第20条関係)

兵庫県立但馬技術大学校利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（.....）.....番

変更の内容	事項	変更前	変更後
	利用の目的		
	利用の日時	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	年 月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)
	利用する施設の名称		
変更の理由			

様式第8号（第23条関係）

兵庫県立但馬技術大学校使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（.....）.....番

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

利用の日時	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利用する施設の名称	
免除を受けようとする理由	

様式第9号（第24条関係）

兵庫県立但馬技術大学校使用料還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） 番

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の日時	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利用する施設の名称	
還付を受けようとする理由	

（兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正）

第5条 兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。
別表第3有料公園施設の款に次のように加える。

調理室	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日	9時から21時までの間において、知事が定める時間
-----	------------------------------------	--------------------------

工作室	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日	9時から21時までの間において、知事が定める時間
-----	------------------------------------	--------------------------

別表第4の7の部第2多目的グラウンドの款の次に次のように加える。

屋内練習場	興行のために利用する場合	スポーツに利用するとき。		1回につき	40,500円
		スポーツ以外に利用するとき。		1回につき	59,800円
	興行のために以外に利用する場合	スポーツに利用するとき。	全面積を利用するとき。	1時間につき	2,400円
			2分の1以下の面積を利用するとき。	1時間につき	1,200円
	スポーツ以外に利用するとき。	全面積を利用するとき。	1回につき	24,600円	
		2分の1以下の面積を利用するとき。	1回につき	12,300円	
照明を伴う屋内練習場の利用の場合の加算	照明器具を1,500ルクス以上の照度で使用する時。			1時間につき	300円
	その他のとき。			1時間につき	200円

別表第4の8の部屋内テニスコートの款の次に次のように加える。

空調設備の使用を伴う屋内テニスコートの利用の場合の加算	全面	冷房する場合	1時間につき	20,000円
		暖房する場合	1時間につき	30,000円
	センターコート	冷房する場合	1時間につき	15,000円
		暖房する場合	1時間につき	22,500円
	サブコート	冷房する場合	1時間につき	15,000円
		暖房する場合	1時間につき	22,500円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第17号

行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則

行財政構造改革審議会規則（平成21年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則の施行の日以後最初」を「平成27年4月1日以後」に、「平成24年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第18号

兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県社会福祉審議会規則（平成12年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策に関する事項 ユニバーサル社会専門分科会

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



国民健康保険事業の運営に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第19号

国民健康保険事業の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県が行う国民健康保険事業の運営に関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、法に基づく政令及び省令並びに国民健康保険事業の運営に関する条例（平成29年兵庫県条例第30号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 基金事業貸付金の貸付けを受けようとする市町は、当該貸付けを受けようとする年度の知事が定める期日までに、基金事業貸付金貸付申請書に知事が定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第3条 知事は、前条の基金事業貸付金貸付申請書の提出を受けた場合において、書類の審査等により基金事業貸付金の貸付けをすべきものと認めるときは、基金事業貸付金の貸付けの決定を行い、その旨を当該決定に係る市町に通知するものとする。

(償還方法)

第4条 基金事業貸付金の貸付けを受けた市町（以下「借入市町」という。）は、基金事業貸付金の償還計画を立てて、当該貸付けを受けた年度の翌年度の知事が定める期日までに、当該償還計画を記載した基金事業貸付金償還計画書を知事に提出しなければならない。

2 借入市町は、前項の償還計画に従って基金事業貸付金を償還しなければならない。

(償還期限の延長)

第5条 借入市町は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第14条第5項ただし書の規定に基づき償還期限の延長を求めるときは、償還期限の20日前までに、基金事業貸付金償還期限延長申請書を知事に提出しなければならない。

(繰上償還)

第6条 条例第27条第1項に規定する知事の定める貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) この規則の規定に違反しないこと。
- (2) 法第81条の2第9項第3号に規定する基金事業対象保険料必要額を不当に過少に見込むこと、同項第2号に規定する基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込むこと等により、基金事業貸付金の額が過大となることのないようにすること。
- (3) 偽りその他不正の手段により、基金事業貸付金の貸付けを受けないこと。

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 基礎助産学の款中

「

基礎助産学Ⅴ	1	
家族社会学	1	
小計	9 (150)	

」

を

「

母子の心理・社会学	1	
小計	8 (135)	

」

に改め、同表助産診断・技術学の款助産診断・技術学Ⅲの項中「1」を「2」に改め、同表助産援助論の項中「助産援助論」を「ウイメンズヘルスケア論」に改め、同表健康教育論の項中「1」を「2」に改め、同表小計の項中「8 (210)」を「10 (255)」に改め、同表地域母子保健の款中「2 (30)」を「1 (30)」に改め、同表合計の款中「35 (1,020)」を「35 (1,050)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 1 の規定は、平成30年 4月 1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第22号

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「（インテリアサービス科にあつては、同法による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は同法による中等教育学校の前期課程を修了した者）」を削る。

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款普通課程の項及び短期課程の項板金科の目を削り、同項印刷加工科の目の次に次のように加える。

インテリアサービス科	1 年	15 人
------------	-----	------

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和35年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第142条の 2 から第142条の 4 まで」を「第209条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 2 条第 1 項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第 2 項中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第 4 条中「あつて」を「あつて」に改める。

第 6 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項中「あつて」を「あつて」に改める。

第11条第 2 項中「あつて」を「あつて」に、「写」を「写し」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項第 1 号中「姫路市」を「神戸市、姫路市」に改め、「篠山市」の右に「、養父市」を、「区域」の右に「並びに三田市の区域のうち三田市新市街地景観計画及び三田市既成市街地景観計画の区域」を、「第15条」の右に「、第16条」を加え、同項第 2 号中「及び前号に定める規定」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第31条第 3 項に規定する規則で定める市町の区域は、豊岡市の区域とする。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第25号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成 4 年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 種禁止地域等の項 1 中「第 2 種中高層住居専用地域」の右に「、田園住居地域」を加える。

別表第 2 第 1 の部 1 (5) 中「第 2 種中高層住居専用地域」の右に「、田園住居地域」を加え、同部 2 の表(1)の款エの項(イ)中「遮へいする」を「遮蔽する」に改め、同表(2)の款ウの項(イ)中「ふさがない」を「塞がない」に改め、同表(14)の款イの項(ア)の目中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第 1 号別紙の部中

「

許可地域等に係る用途地域等の種別	住居地域 工業地域	近隣商業地域 工業専用地域	商業地域 その他	準工業地域
------------------	--------------	------------------	-------------	-------

を
「

用途地域の種別等	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 用途地域の指定のない地域
----------	---

に、
「

第1種住居専用地域、第2種住居専用地域又は風致地区の境界線からの距離

を
「

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は風致地区の境界線からの距離

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第26号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項28中(14)を(16)とし、(1)から(13)までを(3)から(15)までとし、(3)の前に(1)及び(2)として次のように加える。

- (1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料
- (2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項57中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)から(11)までを(6)から(9)までとし、(9)の次に(10)及び(11)として次のように加える。

- (10) 介護医療院開設許可申請手数料
- (11) 介護医療院変更許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項57中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に(12)として次のように加える。

- (12) 介護医療院開設許可更新申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項61中(7)を(8)とし、

(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に(5)として次のように加える。

(5) 汚染土壌処理業の許可を受けた者の地位の承継に係る承認申請手数料
別表第2中「650円」を「750円」に、

「

1,050円
1,100円
1,350円

」

を

「

1,100円
1,150円
1,350円
1,400円

」

に、「1,600円」を「1,650円」に、「1,850円」を「1,800円」に、

「

1,950円
2,000円
2,050円
2,100円
2,200円
2,400円
2,500円

」

を

「

2,050円
2,250円
2,350円
2,500円
2,550円
2,600円

」

に、

「

2,950円
3,000円

」

を

「
2,900円
」

に、「3,300円」を「3,350円」に、

「
3,800円
3,850円
」

を

「
3,800円
」

に、

「
4,050円
」

を

「
4,050円
4,100円
」

に、

「
4,300円
4,400円
」

を

「
4,350円
4,400円
4,450円
」

に、

「
4,650円
4,750円
5,650円
5,700円
5,850円
6,500円
6,700円
」

7,050円
7,550円

」

を
「

4,800円
5,100円
5,700円
5,800円
6,400円
6,600円
6,750円
7,500円

」

に、
「

7,800円
9,050円
9,400円
9,450円
9,500円
9,600円
9,800円
11,350円
11,400円
11,800円
12,000円
12,300円
12,600円
12,750円
13,200円
13,250円

」

を
「

7,950円
8,400円

9,050円
9,500円
9,650円
9,800円
11,200円
11,400円
11,700円
11,850円
12,000円
12,450円
12,500円

」

に、
「

14,500円
14,600円
15,050円
16,400円

」

を
「

14,550円
14,700円
15,050円
17,800円

」

に、
「

19,650円
21,000円
21,700円
23,100円
25,200円
27,200円

」

を
「

19,500円
21,500円
23,400円
28,000円

に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第371号

平成 9年兵庫県告示第575号（風景形成基準）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。
平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「但馬県民局」の右に「、豊岡市役所」を加える。
3の表注2)を削り、同表注1)を注)とする。



兵庫県告示第372号

平成15年兵庫県告示第278号（風景形成基準）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。
平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「但馬県民局」の右に「、豊岡市役所」を加える。
2の表注)を削る。



兵庫県告示第373号

平成25年兵庫県告示第1118号（大規模建築物等景観基準）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。
平成30年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2(1)中「及び第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、2(5)ア中「並びに」を「及び」に改め、「及び第3号」を削る。